

令和 6 年 3 月 25 日

指定地域密着型サービス事業者 代表者 様  
指定介護予防・生活支援サービス事業者 代表者 様

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 風間 康子  
(公印省略)

## 令和 6 年度「介護職員等処遇改善加算等」関係書類の届出について（通知）

日頃より、当区の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただきまして、真にありがとうございます。

令和 6 年度に「介護職員等処遇改善加算等」を算定する場合は、下記のとおり関係書類のご提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

令和 6 年度介護報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行うこととしました。

具体的には、介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）および介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧 3 加算」という。）の各区分の要件および加算率を組み合わせる形で、令和 6 年 6 月から介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）への一本化を行います。

また、事業者の負担軽減および一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和 6 年度に限り、令和 6 年 4 月および 5 月分の旧 3 加算と令和 6 年 6 月以降の新加算の処遇改善計画書が一体の様式となります。

なお、各事業所が移行できる新加算の区分等については、別添「旧 3 加算の算定状況に応じた新加算 I～V の算定要件（早見表）」を参考にしてください。

#### 2 提出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（以下「加算届」）および令和 6 年度処遇改善計画書（以下「計画書」）の提出が必要となります。

例年は、加算区分の変更がない場合は加算届の提出は不要ですが、今回は報酬改定に伴い、新加算を取得する全事業所が加算届を提出する必要があります。

※ 加算届は、旧 3 加算と新加算で 2 種類必要な場合もあります。詳細は別紙「加算届の提出期限及び提出方法について」をご確認ください。

### 3 提出期限

- (1) 新加算等を算定する場合

いずれも令和6年4月15日(月)

- (2) 令和6年7月以降に変更する場合

算定を開始する月の前月15日まで((介護予防)認知症対応型共同生活介護は、加算を算定する月の1日まで)

※ 提出は全て郵送または電子メールにて受け付けます。

※ 全事業所は6月から新加算を取得するための加算届を事業所ごと、およびサービス種類ごとに提出する必要があります。期日までに計画書または加算届のいずれか片方でも提出がない場合、新加算を取得できなくなるため、上記期限までご提出いただきますようお願いいたします。

### 4 新加算等の取得促進について

新加算等は、介護職員等の賃金のベースアップに資するものです。新加算等の新規取得や、より上位の区分の取得に向け、「介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」の活用等のご検討をお願いいたします。

【(参考) 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業掲載場所】  
東京都福祉保健局ホームページ ⇒ 高齢者 ⇒ 介護保険  
⇒ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

### 5 その他

提出書類の様式は、練馬区ホームページからダウンロードをしてご使用ください。

#### 【地域密着型サービス】

練馬区ホームページ(トップページ) ⇒ サイトマップ ⇒ 申請書ダウンロード  
⇒ 介護保険(申請書ダウンロード) ⇒ 「事業所運営に関する申請書」  
⇒ 【地域密着型サービス事業者 変更届・加算届】内

#### 【総合事業】

練馬区ホームページ(トップページ) ⇒ 保健・福祉 ⇒ 介護保険  
⇒ 事業者向け ⇒ 新総合事業関係  
⇒ 【介護予防・日常生活支援総合事業 変更届・加算届】内

### 6 問合せおよび提出先

高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階

電話 03-5984-1461(直通)

メール KAIGO15@city.nerima.tokyo.jp

加算届の提出期限及び提出方法について

	6月の加算取得までのパターン	提出すべき処遇改善加算の加算届	加算届提出期限
(1) 3月末時点で加算取得中の事業所・施設	①4月から加算区分を変更する場合	異動年月日4月1日の加算届	4月15日
		異動年月日6月1日の加算届	
	②5月から加算区分を変更する場合	異動年月日5月1日の加算届	
		異動年月日6月1日の加算届	
③4月又は5月で加算区分を変更しない場合	異動年月日6月1日の加算届		
(2) 3月末時点で加算未取得の事業所・施設	①4月から加算を取得する場合	異動年月日4月1日の加算届	4月15日
		異動年月日6月1日の加算届	
	②5月から加算を取得する場合	異動年月日5月1日の加算届	
		異動年月日6月1日の加算届	
③4月又は5月で加算を取得せず、6月から新加算を取得する場合	異動年月日6月1日の加算届		
(3) 4月新規開設事業所	①4月から加算取得する場合	異動年月日4月1日の加算届	新規指定申請書提出時に提出済み
		異動年月日6月1日の加算届	
	②5月から加算取得する場合	異動年月日5月1日の加算届	4月15日
		異動年月日6月1日の加算届	
③4月又は5月で加算を取得せず、6月から新加算を取得する場合	異動年月日6月1日の加算届		
(4) 5月新規開設事業所	①5月から加算取得する場合	異動年月日5月1日の加算届	
		異動年月日6月1日の加算届	
	②6月から新加算を取得する場合	異動年月日6月1日の加算届	

# 旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

①

旧3加算の算定状況				新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧												
取得パターン			合計の加算率	算定可能な経過措置区分 (新加算Ⅴ) ②	加算率	加算区分 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの) ③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件			
処遇改善加算	特定加算	ベア加算						Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	I	II	I	II	III	IV
			I	I	有	22.4%	—						—	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○
なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)			22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	○	○	○	○	—	◎	◎
II	有	20.3%		—	—	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎
	なし	17.9%		新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎
なし	有	16.1%		—	—	新加算Ⅲ	18.2%	◎	—	○	○	○	○	—	—	◎	—	—
	なし	13.7%		新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	◎	□	○	○	○	○	—	—	◎	—	—
II	I	有	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	○	△	○	○	—	◎	◎
		なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	△	○	○	—	—	◎	◎
	II	有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	○	△	○	—	—	◎	◎
		なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	○	△	○	—	—	◎	◎
	なし	有	12.4%	—	—	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	○	○	—	—	—	—	◎	—	—
		なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	○	○	—	—	—	—	◎	—	—
III	I	有	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	△	△	△	△	○	○	—	◎	◎
		なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	△	△	△	△	○	○	—	—	◎
	II	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	△	△	△	△	○	—	—	◎	◎
		なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	△	△	△	△	○	—	—	◎	◎
	なし	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	△	△	△	—	—	—	◎	—	—
		なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	△	△	△	—	—	—	◎	—	—

青字（◎・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、◎は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことから差し支えない要件。

